

114 ディスプレイホンサービス (VALUX) 規定改定のお知らせ (2023年1月20日改定)

以下の通り、114 ディスプレイホンサービス (VALUX) 規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「規定集」ページ (<https://www.114bank.co.jp/support/kitei/>) よりご確認ください。

改定日 2023年1月20日(金)
改定対象利用規定および改定内容

114 ディスプレイホンサービス (VALUX) 規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	1. 114 ディスプレイホンサービス	<p>114 ディスプレイホンサービス (以下「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人 (以下「お客さま」といいます。) が占有・管理するサービス用端末機・コンピュータ・パーソナルコンピュータ等 (以下「使用端末機」といいます。) を通じて、当行のコンピュータに接続し、本「114 ディスプレイホンサービス (VALUX) 規定」(以下「本規定」といいます。) 所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。</p> <p>(1) 使用できる機器等</p> <p>(イ) 本サービスに使用する使用端末機は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。</p> <p>(ロ) お客さまが本サービスの利用に際し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (以下「NTTデータ」といいます。) がサービスする VALUX を経由して当行のコンピュータに接続する場合には、NTTデータが提供する ANSER-HT (VALUX) サービス (以下「VALUX」といいます。) を利用するものとします。</p> <p>(2) 利用時間</p> <p>本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることがありますので、当行ウェブサイト上でご確認ください。</p> <p>(3) 利用手数料等</p> <p>イ) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額 (以下「消費税」といいます。) をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。) 手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく利用手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。</p> <p>ロ) お客さまは、当行の本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを、前(イ)の利用手数料引落口座として当行所定の申込書において届け出るものとします。</p> <p>ハ) 当行は利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規定のない限り本項(イ)と同様の方法により引落します。</p>	<p>114 ディスプレイホンサービス (以下「本サービス」といいます。) は、契約者ご本人 (以下「依頼人」といいます。) が占有・管理するサービス用端末機 (以下「使用端末機」といいます。) によって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとします。また、依頼人が占有・管理するパソコンを利用した当行以外の金融機関あての資金集中取引のために利用する場合、および株式会社NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し、本サービスを利用する場合も含まれます。</p> <p><第1項、第2項、第3項 追加></p>
2	2. サービスの利用、本人確認	<p>(1) 利用申込</p> <p>(イ) お客さまは、本サービスの利用にあたり、本規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、当行所定の申込書に必要事項を記載して事前に当行に提出するものとします。</p> <p>(ロ) 提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、廃棄その他適宜の処理をさせていただくことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。</p> <p>(2) サービス指定口座の届出</p> <p>(イ) 本サービスで利用する当行の本支店のサービス対象口座および手数料引落口座、ならびに振込振替入金口座を申込書により届け出てください。</p> <p>(ロ) サービス対象口座は、かかるサービスに利用する口座です。登録番号を振り付けて届け出てください。サービス対象口座は、普通預金・当座預金・定期預金・通知預金の4科目が可能です。引落口座として選択できるのは普通預金 (カードローンおよび貯蓄預金を除く) と当座預金だけとなります。</p> <p>(ハ) 手数料引落口座は、振込手数料ならびに消費税 (以下「振込手数料等」といいます。) を引落すために定める口座です。振込・振替取引を実施の都度振込手数料等を引落す場合は、振込資金または振替資金引落口座が手数料引落口座となります。後日一括して振込手数料等を引落す場合は、振込手数料引落口座を届け出た手数料引落口座を定めてください。手数料引落口座は、普通預金 (カードローンおよび貯蓄預金を除く) と当座預金が指定可能な口座となります。</p> <p>(ニ) 振込振替入金口座は、入金先を事前に登録する当行または他の金融機関の国内本支店の口座です。登録番号を振り付けて届け出てください。</p> <p>(3) 本人確認</p> <p>本サービスの利用に際してお客さまご本人の確認は次の方法により行うものとします。</p> <p>(イ) お客さまは、本サービスの申込みにあたり、お客さまご本人であることを確認するための ID およびパスワード (総称して以下「本人確認コード」といいます。) を利用申込に際して届け出るものとします。</p> <p>①使用端末機を特定するための電話番号、または「VALUX」の場合はNTTデータから認証済情報として通知された接続 ID (以下「接続 ID」といいます。)</p> <p>②パスワードは、当該取引に対応する暗証番号</p> <p>(ロ) 使用端末機によって本サービスを利用するにあたり当行が受信した本人確認コードと、本サービス申込みにあたりお客さまから届出いただいた本人確認コードの一致を確認することにより、本人確認を行います。</p> <p>(ハ) 当行が前(ロ)の方法に従って本人確認をしたうえは、本人確認コードにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。本人確認コードは、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、本人確認コードをインストールした端末の廃棄・譲渡等本人確認コードの管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。</p> <p>(ニ) お客さまが、本人確認コードを変更される場合には当行所定の手続により届け出てください。</p> <p>(ホ) お客さまが、本人確認コードを失念、紛失、または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>(ヘ) 本サービスの利用について届出と異なる本人確認コードの入力によって不一致が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、本人確認コードの利用を停止すること (以下「パスワードロック」といいます。) ができるものとします。この場合、お客さまは、当該所定の方法により届け出ることにより、パスワードロックを解除することができます。なお、お客さまは、パスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。</p> <p>(ト) 本項(ホ)または前(ヘ)により本サービスに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。</p> <p>(2) 使用端末機の電話番号 (「VALUX」の場合は株式会社NTTデータから認証済情報として通知された VALUX の接続 ID (以下「接続 ID」といいます。)) は、あらかじめ依頼人が届出るものとします。</p> <p>(3) 当行が受信した暗証番号および使用端末機の電話番号 (「VALUX」の場合は接続 ID) と、届出の暗証番号・使用端末機の電話番号 (「VALUX」の場合は接続 ID) との一致を確認して取扱ましたうえは、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本サービスを利用する場合の操作は、当行所定の方法によるものとします。</p>

項番	改定場所	改定後	改定前
		<p>(4) 取引等の依頼 <u>(イ) 本サービスにかかる取引等の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送信する方法によって行うものとします。このデータ送信が当行所定の方法により当行の受付期限内に行われ、正常に当行所定事項の照会を完了した時点で当該取引等の依頼内容が確定したものとし、各取引等の手続を行います。</u> <u>(ロ) 当行は、本サービスによる取引等の依頼であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により本サービスによる取引等の依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引等の処理を行わなかったことよって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p>	
3	3. 振込・振替サービス	<p>(3) 振込・振替契約の成立等 <中略> (ハ) 当行は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金、振込手数料等(以下「振込・振替資金等」といいます。なお、後日一括して引落す振込手数料等は振込・振替資金等から除きます。)を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。 <以下省略></p> <p>(5) 依頼内容の変更、組戻し <中略> (ロ) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入)して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入)のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ④組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。 <以下省略></p> <p>(7) 振込手数料等 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。振込手数料等を後日一括して引落す支払いについては、<u>当行所定の日に預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで手数料引落口座から自動的に引落します。</u> <(ロ) 削除></p> <p>(8) 振込・振替取引内容の確認 (イ) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。 (ロ) 当行は、振込・振替取引について、<u>毎月の振込・振替取引について翌月の第3営業日までにその明細を記載した通知を発信しますので、依頼内容を確認してください。</u> (ハ) 本項(イ)(ロ)の場合において取引内容に相違があるとき、または前(ロ)の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を当店または当行F Bサポートセンターに連絡してください。</p>	<p>(3) 振込・振替契約の成立等 <中略> (ハ) 当行は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金、振込手数料(第7項(イ)ただし書きの方法により支払うものを除きます。)その他振込・振替サービスに関連して必要となる手数料(以下「振込・振替資金等」といいます。)を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。 <以下省略></p> <p>(5) 依頼内容の変更、組戻し <中略> (ロ) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入)して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入)のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <以下省略></p> <p>(7) 振込手数料等 (イ) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払いについては、<u>当行所定の日に一括して引落とす方法によることができます。</u> (ロ) 第5項(ロ)に規定する組戻しの受付にあたっては、<u>当行所定の組戻し手数料をいただきます。</u></p> <p>(8) 振込・振替取引内容の確認 (イ) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。 (ロ) 当行は、振込・振替取引について、<u>次の基準により、その明細を記載した通知を発信しますので、依頼内容を確認してください。</u> 毎月の振込・振替取引について翌月の第3営業日までに発信 (ハ) 前(イ)(ロ)の場合において取引内容に相違があるとき、または前(ロ)の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を当店に連絡してください。</p>
4	4. 照会サービス	<p>(1) 照会サービスは、<u>第2条第2項(ロ)の規定に従い届出のサービス対象口座について、使用端末機によって、当行所定の情報の提供を依頼する場合に利用できるものとします。</u> (2) 当行は、NTTデータのANSERシステムの仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、<u>照会サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限り、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りませんのでご注意ください。</u> <以下省略></p>	<p>(1) 照会サービスを依頼する場合には、<u>第3条第2項(ロ)に準じて、所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。</u> (2) 当行は、株式会社NTTデータの「ANSER」システムの仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、<u>この内容はコンピュータ処理の関係上送信時点より前の時点の内容となる場合があります。</u> <以下省略></p>
5	5. 利用手数料	<本条項 削除>	<p>本サービスの利用に際しては、<u>当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落とします。</u></p>
6	6. 取引内容の確認	<p>5. 取引内容の確認 (1) 取引内容の照会 本サービスにより行った取引について、<u>お客さまは照会サービスにより、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。</u> (2) 取引の記録 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、<u>本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</u></p>	<p>6. 取引内容の確認 <u>依頼人と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。</u></p>
7	7. 届出事項の変更	6. 届出事項の変更 <省略>	7. 届出事項の変更 <省略>
8	7. 海外からのご利用	<p>7. 海外からのご利用 (1) 本サービスは、<u>海外からはその国の法律・制度・通信事情などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。</u> (2) 各国の法令その他の変更により、<u>本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。</u></p>	<本条項 新設>
9	8. 災害等による免責等	<p>(1) 次の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延その他本サービスによる取引の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。</u> ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき ②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき ③当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき ④当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき (2) <u>お客さまは本サービスの利用に際し、通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。</u> (3) 本サービスに使用する機器(以下「取引機器」といいます。)および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。<u>当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</u></p>	<p>(1) 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延その他本サービスによる取引の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。</u> ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき ②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき (2) <u>当行がこの規定により取扱い、または依頼人がこの規定により取扱いなかったことによる損害については、当行は責任を負いません。</u></p>
10	9. 解約等	<p>(1) 解約 本サービスの契約は、<u>当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。</u> (2) お客さまによる解約 お客さまによる解約の場合は、<u>当行所定の解約申込書に必要事項を記載して提出する方法により、解約の手続をとるものとします。</u> (3) 当行による解約</p>	<p>(1) 本サービスの利用契約(以下「この契約」といいます。)は、<u>当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。</u> (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着したまたは到達しなかったときは、<u>通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、<u>当行がこの契約</u></p>

項番	改定場所	改定後	改定前
		<p>(イ) 当行の都合により本サービスの契約を解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。</p> <p>(ロ) 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着しまたは到着しなかった(受領拒否の場合も含みます。)場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(ハ) お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。</p> <p>① 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>③ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき</p> <p>④ 当行に支払うべき手数料および消費税を支払わなかったとき</p> <p>⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>⑥ 相続の開始があったとき</p> <p>⑦ 本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、本号に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき</p> <p>⑧ 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます)に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき</p> <p>(4) 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(イ) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合</p> <p>(ロ) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>① 暴力団</p> <p>② 暴力団員</p> <p>③ 暴力団準構成員</p> <p>④ 暴力団関係企業</p> <p>⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>⑥ その他前①から⑤に準ずる者</p> <p>(ハ) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前①から④に準ずる行為</p> <p>(5) 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p>	<p>を解約するときは、当行が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約されたものとみなします。</p> <p>① 支払いの停止または破産、和議開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき</p> <p>(4) この契約が解約等により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p>
1 1	1 0. 秘密保持	<p>(1) お客さまは、本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。</p> <p>(2) お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。</p> <p>(3) 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。</p>	<p>この契約に伴い知り得た事項については、第三者に漏洩しないものとします。</p>
1 2	1 2. 関係規定の適用・準用	<p>本規定に明文の定めのない事項については、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、普通預金規定その他関連諸規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係について定めがある場合には、その定めによるものとします。</p>	<p>(1) この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書により取扱います。</p> <p>(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。</p>
1 3	1 3. 本サービス内容または本規定の変更	<p>1 3. 本サービス内容または本規定の変更</p> <p>当行は本サービスまたは本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p>	<p><本条項 新設></p>
1 4	1 4. 本サービスの廃止	<p>1 4. 本サービスの廃止</p> <p>当行は、ウェブサイト上の表示により1週間前までに予告することにより本サービスを廃止することができるものとします。</p>	<p><本条項 新設></p>
1 5	1 3. 契約期間	<p>1 5. 契約期間</p> <p>本サービスの契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までにお客さままたは当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>1 3. 契約期間</p> <p>この契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までに依頼人または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
1 6	1 6. 準拠法・合意管轄	<p>1 6. 準拠法・合意管轄</p> <p>本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。</p>	<p><本条項 新設></p>

以上